

リトリートPR動画（ぐんま大使編）制作業務委託仕様書

1 概要

本仕様書は、「リトリートPR動画（ぐんま大使編）制作業務」（以下「本業務」という。）の提案に関し、必要な仕様を定めるものである。

2 本業務の目的

「リトリート＝群馬県」というイメージの定着及び本県旅行の需要拡大を図るため、ぐんま大使を起用した動画を作成する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 本業務の内容

受託者は、本業務の目的及び本県の魅力を理解し、本動画の制作にかかる全ての業務を行うものとする。制作等に関する業務内容（企画・撮影・編集）は以下のとおりであるが、取材スポットなどの映像制作における重要事項は県と協議の上、決定すること。

【出演者】

- ・中山秀征氏
 - ・井森美幸氏
- } 2名同時出演とし、1本の動画制作とする。

【企画】

- ・30～50代の働き盛りの男女をターゲットとし、「リトリート＝群馬県」というイメージの定着を図るインパクトのある動画とする。
- ・大使のトークを最大限生かし、2人に群馬を楽しんでもらうような構成とする。また、2人だけでなく、お店の人や観光客など一般の人を出演させるなどの工夫を行うこと。
- ・リトリートの魅力をどのように伝えるか、動画内で紹介する観光資源など制作上のポイントを、絵コンテ等を用いて具体的に明記すること。
- ・動画の長さは原則30分程度とする。また、本編とは別にSNS用のショート動画（60秒程度）を2本以上制作する。ただし、より良い提案がある場合はこの限りではない。
- ・本編のみならず、ショート動画の再生数向上にもつながる工夫をすること。
- ・サムネイル及び概要欄の制作も併せて行うこと。
- ・撮影地は以下の条件を満たすこと。
 - （1） 通年で訪れることのできる場所・施設
 - （2） 昨年度までの本動画企画において、大使両名とも訪れていない場所
 - （3） 撮影地域には、伊香保地域を含める

【撮影】

- ・動画撮影日は県が両大使と調整の上、別途指示する。（9月～11月頃を予定）また、大使が稼働する撮影日は最大2日間とする。
- ・撮影場所、時間、クリエイター、出演者（大使を除く）、音響等を使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の手続は受託者が行うこと。
- ・撮影場所に両大使の控室を確保すること。
- ・360°全方位カメラや超高精細撮影機材（8Kまたは4K撮影カメラ等）、遠隔操縦機（6Kまたは4K撮影ドローン等）等、映像を制作するための最新鋭の専用機材や映像技術を可能な範囲で活用し、撮影場所、時間、クリエイター、出演者、音響、特殊効果等を工夫すること。また、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続等は、受託者自身で行うこと。

【編集・納品】

- ・必要に応じて、大使撮影時以外の動画や写真を効果的に活用すること。

- ・「2 本業務の目的」遂行のため、動画の使用期間が限られないものとする。ただし、大使の出演に係る使用期限については、県と所属事務所が調整する。
- ・タイムリーな情報発信をするために、完成した動画から順に納品すること。ただし、最終的な動画の納期限は撮影後 90 日以内とする。
- ・撮影した動画は、県公式 YouTube チャンネル及び SNS、観光公式ホームページに掲載し、ホームページ等へ来訪した方にリトリートの魅力を伝えるためのコンテンツとして活用する。

【その他】

- ・過去に作成した動画の視聴回数増につながるような取組についても受託者が提案すること。

※参考

https://www.youtube.com/playlist?list=PLEw1MzzXR0q-p16kM0xDCy8yU6D1_SkML

5 成果物

(1) 提出物

- | | |
|---|-------|
| ①事業実施報告書（A 4 縦，左綴じカラー印刷） | 【1 部】 |
| ② ①の電子データを収めた DVD-ROM | 【1 部】 |
| ③編集済の動画データを収めた DVD-ROM | 【1 部】 |
| ④リエディット可能なマスターデータを収めた DVD-ROM | 【1 部】 |
| ⑤撮影により得られた動画素材データ（テキスト・音楽挿入を行っていないもの、かつ各コンテンツに分かれているもの） | 【1 部】 |
- ※③～⑤のデータ形式はいずれも MP4 及びウェブサイトや SNS、デジタルサイネージ等で再生可能なファイル形式とする。

(2) 提出期限

令和 8 年 3 月 3 1 日（火）

6 その他

- ・この業務に使用した動画、写真、イラストの著作権肖像権等の権利は、県に帰属することとし、事前の連絡なく、加工及び二次利用できるものとする。
- ・この業務にあたり、著作権の手続きが必要な場合、必ず了承を得て提出すること。仮に第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、受託者が自らの責任で対処することとし、県は一切の責任を負うものではない。
- ・受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。申立を受けた場合、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・事業実施のための個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）その他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規程等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、事業終了後も同様とする。
- ・県は必要に応じ、受託者に対し委託事業の処理状況について調査・報告を求めることができる。
- ・この仕様書に定めのない事項は、別途指示する。